



令和2年3月27日現在

条件を付して再開する施設

◎小・中学校など

| 施設名 | 再開日 | 問い合わせ先 |
|----------------|----------|----------------------|
| 市立小学校 | 4月6日(月)～ | 学務課 (☎33-4704) |
| 市立中学校 | | |
| 教育センター内「緑のまきば」 | 4月7日(火)～ | 教育センター (☎47-0400) |

◎屋外スポーツ施設(テニスコート・野球場など)

| 施設名 | 再開日 | 問い合わせ先 |
|--------------------|----------|-----------------------|
| 松山下公園 ※総合体育館を除く | 4月1日(水)～ | スポーツ振興課 (☎42-8417) |
| 高花公園 | | |
| 牧の原公園 | | |
| 本笠スポーツプラザ | | |
| 印旛中央公園 | | |
| 印旛西部公園 | | |
| 平賀学園台緑地 | | |
| 萩原公園 | | |
| 泉公園 | | |
| 木下交流の杜公園 | | |
| 東京電機大学平岡グラウンド | | |
| 六軒河川敷 | | |
| 都市公園 | 4月1日(水)～ | 都市整備課 (☎33-4663) |

※条件を付して再開する施設の条件などは、市ホームページまたは各問い合わせ先へ

当面の間、休止を継続する施設

| 施設名 | 問い合わせ先 |
|--------------------------------------|--|
| 子育て支援施設 | 児童館 子育て支援センター (☎33-4640) |
| | 公民館・コミュニティセンターなど |
| コミュニティセンター 市民活動推進課 (☎33-4431) | |
| 市民活動支援センター | |
| 中央駅前地域交流館 (☎46-5111) | |
| 牧の原地域交流センター 社会福祉課 (☎33-4513) | |
| 図書館 | 市立図書館 大森図書館 (☎42-8686) |
| | 屋内スポーツ施設 |
| 健康づくりセンター 健康づくりセンター (☎80-3900) | |
| 高齢者施設 | 老人福祉センター 高齢者福祉課 (☎33-4592) |
| | 滝野シルバールーム |
| 資料館など | 木下交流の杜歴史資料センター 木下交流の杜歴史資料センター (☎40-3500) |
| | 印旛歴史民俗資料館 印旛歴史民俗資料館 (☎99-0002) |
| | 印旛医科器械歴史資料館 企画政策課 (☎33-4068) |

新型コロナウイルス感染症対策について

市では、3月31日までとされていた施設の休止について、3月19日に行われた国の感染症対策専門家会議での状況分析や提言、国内・県内での状況などを踏まえ、3月26日の第6回印西市新型コロナウイルス対策本部会議において、市民の皆様への感染拡大防止を第一に考え、次のとおり決定しました。

なお、今後も国・県の動向や感染状況などを踏まえ、対策本部会議を開催し、引き続き対応方針などを検討していきます。
また、感染拡大の状況などにより、再開した施設を再度休止する場合があります。最新の情報は、市ホームページで随時お知らせします。
皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【屋外施設】…条件を付した上で再開

・屋外スポーツ施設については、感染拡大の防止対策の条件を付した上で再開する。
・都市公園の団体利用については、イベント要素のないものについて、感染拡大の防止対策の条件を付した上で再開する。
【屋内施設】…当面の間、休止を継続

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「感染症対策の状況分析・提言」

(令和2年3月19日)※一部(要約)抜粋

新型コロナウイルス感染症は、現在ではパンデミックといわれる世界的な流行となりました。この感染症については、り患しても約80%の人は軽症で済むこと、約5%の人は重篤化し、亡くなる人もいること、高齢者や基礎疾患を持つ人は特に重症化しやすいことなどが明らかになってきました。

【地域ごとの対応に関する基本的な考え方】

感染状況が一定程度に収まっている地域では、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場(※裏面参照)」を徹底的に回避する対策をした上で、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。

ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター(患者集団)発生など感染拡大の兆しが見られた場合には、再び感染拡大のリスクが低い活動を含めて停止する必要が生じます。

【高齢者や持病のある人など重症化リスクの高い皆さんへのお願い】

高齢であれば比較的健康的であっても感染し、重症化する可能性が高いことが分かっています。これまで外出機会の多かった人は、今後は感染リスクを下げるよう注意し、特に、共有の物品がある場所、不特定多数の人がいる場所などへの訪問は避けてください。なお、外出機会を確保することは日々の健康を維持するためにも重要になります。1人や限られた人数での散歩などは感染リスクが低い行動です。

国・県などの状況 (令和2年3月26日時点)

3月25日

○東京都は感染が急速に拡大していることを受け、今週末の外出自粛などを都民に要請

3月26日

○国は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく対策本部を設置
○千葉県、山梨県は今週末の都内への移動自粛要請。神奈川県、埼玉県は今週末の外出そのものを自粛要請
○5都県知事(東京・神奈川・埼玉・千葉・山梨)共同要請。人混みへの不要不急の外出自粛など

ウイルスに感染しないために

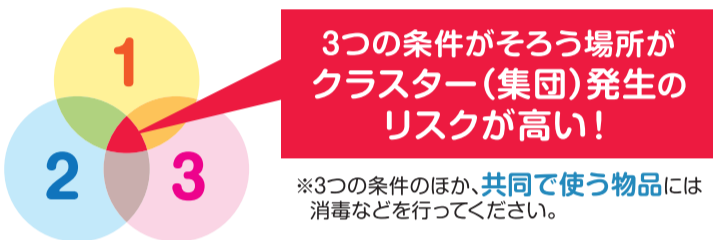
新型コロナウイルスは、一人一人が風邪やインフルエンザなどと同様に手洗いや咳エチケットなどの対策を実行することが大切です。また、クラスター(集団)感染の共通点は「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触する恐れが高い場所」です。このような場所に集まることは避けましょう。

密を避けて外出しましょう!

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



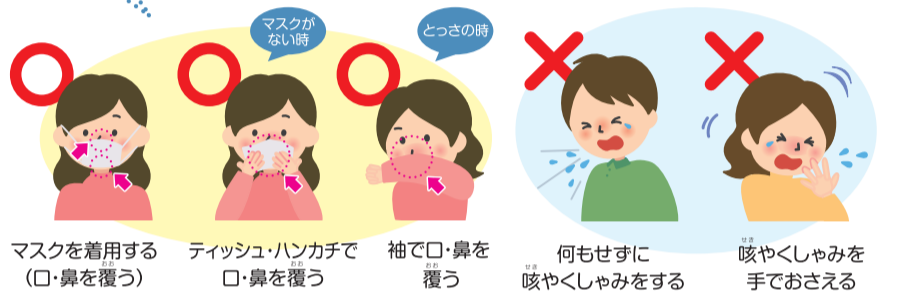
正しい手の洗い方



●せっけんを使うことで、ウイルスを物理的に浮かせて、洗い流すことができます。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



相談や受診の目安

次の症状がある人は「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。センターで相談の結果、感染の疑いのある人には、専門の帰国者・接触者外来を紹介しています。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている人(解熱剤を飲み続けなければならない人を含みます)
 - 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある人
- 高齢者や基礎疾患のある人は、上記の状態が2日程度続く場合

帰国者・接触者相談センター(印旛保健所)

☎043-483-1466(受付時間9時~17時)

※土曜、日曜、祝日、夜間は、千葉県庁 ☎0570-200-613

新型コロナウイルス感染症に関する一般のお問い合わせ

厚生労働省 フリーダイヤル ☎0120-565653(受付時間9時~21時)

千葉県 ☎0570-200-613(24時間対応)

人権に配慮しましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した人やその家族、特定の国や地域から帰国した人、日本に居住する外国人、治療に当たった病院関係者やその家族に対し、ウェブサイトやSNSなどで誹謗中傷や心無い書き込みなどが見られます。

誤った情報に基づく不当な差別や偏見、いじめなどは決して許されるものではありません。

正確な情報の入手に努め、冷静な行動をお願いします。

- ◎みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) …………… ☎0570-003-110
- ◎子どもの人権110番 …………… ☎0120-007-110
- ◎外国語人権相談ダイヤル …………… ☎0570-090911

不審なメールや電話に注意しましょう

「全国でマスクが品薄になっている」などと不安をあおるメールを送り付け、偽の販売サイトに誘導してクレジットカード情報を不正に盗み取るサイバー犯罪や、市役所の職員をかたり「コロナのことで調べている」などと個人情報を聞き出そうとする不審な電話が確認されています。

怪しいメールなどの内容をうのみにせず、行政機関からの情報など、信頼できる機関の情報を確認しましょう。

不審なメールや電話を受けたら、家族や印西警察署に相談しましょう。 関市民活動推進課防犯対策係(☎33-4435)

事業者の皆さんへ

【中小企業者への金融支援】

新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業者の方は、県の制度融資(セーフティネット資金)を利用できます。資金を利用するには、市長の認定が必要です。提出書類など、詳しくは市ホームページまたは下記へお問い合わせください。

関商工観光課商工振興係(☎33-4483)

【経営相談窓口】

中小企業、小規模事業者を対象に「資金繰りに不安がある」、「利用客が激減している」などの相談を受け付けています。

関【平日】千葉県日本政策金融公庫松戸支店(☎047-367-1191・9時~17時)

【土曜・日曜日】千葉県信用保証協会(☎043-221-8111・9時~17時)

窓口に行かずに済む手続き

転出手続き、住民票や戸籍謄本の請求は郵送で行えます。また、マイナンバーカードがある人は、コンビニで住民票、印鑑登録証明書を受け取れます。

なお、市民課・各出張所での転入、転出や戸籍の届出、マイナンバーカードに関する手続きについては、新型コロナウイルスの影響などで届出期間を過ぎた場合でも、正当な理由があった場合に準じ、受け付けます。

関【郵送での手続き】市民課窓口係(☎33-4441)

【コンビニ交付】市民課住民記録係(☎33-4442)

